

○定期予防接種一覧表

予防接種法に基づく予防接種です。
対象年齢及び接種間隔をご確認のうえ接種してください。

1)A類疾病

A類疾病は、人から人に伝染することによる疾病の発生やまん延を予防するため、またはかかった場合の病状の程度が重篤になり、もしくは重篤になるおそれがあることからその発生やまん延を予防するため、特に予防接種法を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病が対象となっています。

対象年齢にあたる方は無料(全額公費負担)で接種できます。対象年齢以外で接種した場合は任意接種となり、全額自己負担となります。

乳幼児期に受ける予防接種

予防接種の種類	対象年齢	標準的な接種期間	接種回数	接種間隔	ワクチンの種類	備考
ヒブ(※1)	初回	生後2か月～5歳未満	3回	生後1歳になるまでに27日以上(標準的には27～56日まで)の間隔で3回接種します。	不活化	出生届出時、または転入手続き時に予診票の配布や接種に関する説明をします。
	追加		1回	初回接種終了後、7か月以上(標準的には7～13か月まで)の間隔をおいて接種		
小児用肺炎球菌(※1)	初回	生後2か月～5歳未満	3回	27日以上の間隔で3回接種します。	不活化	
	追加		1回	初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて1歳以降(標準的には1歳～1歳3か月までの間)に接種		
ロタウイルス感染症	ロタリックス	出生6週0日～出生24週0日	2回	生後24週0日後までに、27日以上の間隔で2回接種します。	生	
	ロタテック	出生6週0日～出生32週0日	3回	生後32週0日後までに、27日以上の間隔で3回接種します。		
四種混合(DPT-IPV) ・ジフテリア ・百日せき ・破傷風 ・不活化ポリオ	1期初回	生後2か月～7歳6か月未満	3回	20日以上(標準的には20～56日まで)の間隔をおいて3回接種します。	不活化	
	1期追加		1回	1期初回終了後6か月以上(標準的には1年～1年半まで)の間隔をおいて接種		
BCG	1歳未満	生後5か月～8か月	1回	—	生	
B型肝炎	1歳未満	2か月～9か月	3回	生後1歳になるまでに3回接種します。	不活化	
水痘(水ぼうそう)	1回目	1歳～3歳未満	1回	1歳～1歳3か月	生	
	2回目		1回	初回終了後6か月～12か月の間		
麻しん風しん混合	1期	1歳～2歳未満	1回	1歳になったら、なるべく早めに接種	生	
	2期	5歳～7歳未満で小学校入学前1年間	1回	5歳～6歳(保育園や幼稚園の年長児)		
日本脳炎	1期初回	生後6か月～7歳6か月未満	2回	6日以上(標準的には6～28日まで)の間隔で2回接種します。	不活化	
	1期追加		1回	4歳～5歳1期初回終了後6か月以上(標準的には概ね1年)経過した後に接種		

1.(※1)ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンは、接種開始時期によって接種回数や接種間隔が異なります。

小学校入学以降に受ける予防接種

予防接種の種類	対象年齢	標準的な接種期間	接種回数	接種間隔	ワクチンの種類	備考
二種混合(DT) ・ジフテリア ・破傷風	2期(4種混合の2期に当たります)	11歳～13歳未満	1回	—	不活化	お子さまが小学校6年生になったら個別通知でお知らせします。
日本脳炎	2期	9歳～13歳未満	1回	—	不活化	お子さまが9歳になったら個別通知でお知らせしています。
HPV(子宮頸がん予防)ワクチン	小学6年生～高校1年生	中学1年生	2回または3回	接種するワクチンにより異なります。詳しくは、「HPV(子宮頸がん予防)ワクチンについて」をご覧ください。	不活化	お子さまが中学1年生になったら個別通知でお知らせします。
日本脳炎(特例)	1期初回	平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれのかた ※20歳の誕生日の前日までに接種することができます。詳しくは、日本脳炎 特例措置対象者の接種スケジュールをご覧ください。	2回	日本脳炎の予防接種は、合計で4回接種が必要となります。平成17年5月30日～平成22年3月31日までの積極的な接種勧奨の差し控えにより接種回数が不足しているかたは、左記よりスケジュールをご覧ください。接種を行ってください。	不活化	高校3年生になったら個別通知でお知らせしています。
	1期追加		1回			
	2期		1回			

2)B類疾病

B類疾病は、個人の発病またはその重症化を防止し、その疾病のまん延を予防するために特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病が対象となっています。

予防接種の種類	対象者	接種回数	接種間隔	ワクチンの種類	備考
インフルエンザ	65歳以上	毎年度1回	—	不活化	インフルエンザ予防接種は義務ではなく、本人が希望する場合のみ接種できます。
	60歳～65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方	毎年度1回	—	不活化	
高齢者肺炎球菌	65歳以上(年度末年齢) ※65、70、75、80、85、90、95、100歳の方は定期接種対象者、それ以外の方は市の独自措置による対象者	1回	—	不活化	高齢者肺炎球菌予防接種は義務ではなく、本人が希望する場合のみ接種できます。
	60歳～65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方	1回	—	不活化	